

復興の指針等を踏まえた教育委員会としての取組

平成29年3月31日現在

1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組  
【復興】

NO.	取組項目	取組の概要	これまでの取組 ※[ ]書きは今後の予定等
(1) 早期耐震化等の推進			
①	県立学校の耐震化	<p>・県立学校等の教育施設は、千葉県耐震改修促進計画により耐震化を推進し、平成27年度までに耐震化を完了させていく。また、屋内運動場などの非構造部材の耐震化も進めていく。</p> <p>(財務施設課)</p>	<p>・県立学校の耐震化は、これまでも最優先で取り組んでおり、特に緊急性の高い特別支援学校の建物やIs値0.3未満の建物については、平成22年度で完了した。平成28年度予算については、約6億円を計上し、前年度に比べ耐震改修工事の減少により大幅に減額となったが、27年度末までに完了できなかった9棟の耐震改修工事が平成28年9月末までに全て完了し、耐震化率100%を達成した。</p> <p>また、非構造部材落下防止対策については、早期に対策が完了するよう10棟の実施設設計費を9月補正予算に追加計上し、平成28年度は対策工事3棟及び実施設計20棟を実施した。</p> <p>※ 平成28年度実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震改修工事: 県立高等学校9棟</li> <li>非構造部材対策工事: 県立特別支援学校3棟</li> <li>非構造部材対策設計: 県立高等学校20棟</li> </ul>
		<p>・市町村に対しても、これまでも早期耐震化が図れるよう働きかけてきたが、統合など特別な事情によるものを除き、ほぼ完了した。今後は、吊り天井など非構造部材の落下防止対策について積極的な取組を促していく。</p> <p>(財務施設課)</p>	<p>・10月に全市町村を集めて公立学校施設整備促進担当課長会議を開催し、積極的に耐震化に取り組むよう促した。</p>
②	社会教育施設・体育施設の耐震化	<p>・図書館、美術館、博物館及び総合スポーツセンターの耐震化を、必要性に応じ順次実施する。</p> <p>(生涯学習課・文化財課・体育課)</p>	<p>・県立中央図書館は平成18年度に耐震診断、平成22年度に劣化診断を実施し、平成24年度は改修計画事前調査を実施したところ、特殊な構造の建物であり、耐震補強の工事が非常に難しいことが分かった。今後は事前調査等の結果を踏まえた図書館の整備を進める。</p> <p>・美術館は、平成24～26年度に耐震改修等工事を実施し、26年度中に工事が完了した。県民利用に供している。</p> <p>・総合スポーツセンター野球場の改修工事のため、基本設計を行い、実施設計に着手した。</p>
③	被災文化財への支援	<p>・被災文化財支援事業</p> <p>東日本大震災により被害を受けた文化財について、復旧に必要な経費を助成する。</p> <p>(文化財課)</p> <p>・被災史跡等購入助成事業</p> <p>東日本大震災により危険となった史跡内の民有地の公有化事業へ助成する。</p> <p>(文化財課)</p>	<p>・被災した国・県指定文化財の復旧に係る事業については、所有者の負担を軽減するため、補助金の補助率をかさ上げした上で、必要額を平成24年度当初予算にて予算措置し、県費補助を行った。補助対象15件中15件が平成26年度末までに完了した。</p> <p>・被災した国指定史跡内の民有地の公有化事業については、平成24年度当初予算にて必要額を予算措置し、県費補助を行った。補助対象1件が全て完了した。</p>

NO.	取組項目	取組の概要	これまでの取組 ※「」書きは今後の予定等
(2)防災教育の一層の充実			
①	独自教材の活用	<p>・「備えあれば憂いなし」を活用した防災教育の充実</p> <p>東日本大震災の課題を活かして、学校で使用できる教材や、安全管理運営に活用できるマニュアルを始めとした資料を作成し、その活用を推進する。</p> <p>(学校安全保健課)</p>	<p>・平成23年度の東日本大震災後に実施した「防災教育調査」の結果から明らかとなった課題を踏まえ、各学校の防災マニュアルの作成と見直しの際の手引となるよう、平成24年3月に「学校における地震防災マニュアル」を作成し、全ての学校に電子データで配付するとともに、各学校の安全担当者の研修会等で、活用について周知した。</p> <p>・平成28年度に実施した防災教育調査の結果をもとに、各学校の防災管理及び防災組織の今後の取組の重点をとりまとめ、平成29年3月に全ての公立学校に通知し、各学校に対して、今後の取組の重点を踏まえ次年度の学校防災計画の作成を指示した。</p>
		<p>・「ちば・ふるさとの学び」を活用した防災教育の充実</p> <p>児童生徒が、「ちば・ふるさとの学び」を活用し、元禄地震、関東大震災、阪神・淡路大震災、東日本大震災など、過去の災害から災害についての知識を学び、津波への対応を含めた「自助・共助」の心を培う防災教育を行う。</p> <p>(教育政策課・学校安全保健課)</p>	<p>・平成23年度末に「ちば・ふるさとの学び」の改訂及びその活用例を作成し、千葉県教育委員会のホームページに掲載した。</p> <p>・平成24年度は、指導室長会議や教員5年、10年経験者研修を通じて、各学校の積極的な活用を呼びかけた。</p> <p>・平成25年度以降は、「ちば・ふるさとの学び」の統計資料の一部を修正し掲載した。</p>
		<p>・東日本大震災に学ぶ道德教育の推進</p> <p>防災教育の礎となる「命の大切さ」について考える授業を、道德の時間やロングホームルームを活用して実施する。</p> <p>(指導課)</p>	<p>平成23年度、『東日本大震災に学ぶ道德教育』を児童生徒の発達の段階に応じて6本作成し、千葉県教育委員会のホームページにアップするとともに、各種会議等を通じて、積極的な活用を呼びかけた。</p>
②	研修会や公開事業等の実施	<p>・大震災の記録「東日本大震災を振り返って」を活用した研修会の実施</p> <p>県内公立小中学校管理運営研修会や高等学校地区教頭会の研修において本記録を活用し、今後の対応策、自校の防災マニュアル等の見直しの視点等について協議することにより、各学校の防災体制や防災教育の充実を図る。</p> <p>(学校安全保健課)</p>	<p>・大震災の記録である「東日本大震災を振り返って」については、県教育委員会ホームページに掲載するとともに、県内公立学校・教育関係機関分の1,700部を印刷し、平成24年3月に配付した。</p> <p>・各学校においては、この震災の記録を活用し、課題や見直しの視点の整理、自校の防災マニュアル策定などにより、防災教育を推進した。</p> <p>・平成25年度に防災政策課が作成した「未来へ伝え、つなぐ ～東日本大震災 千葉県の記録～」を活用した授業の指導案例を、学校安全推進委員の協力により作成し、ホームページに掲載した。</p>
		<p>・防災授業実践研修会の実施</p> <p>小・中・高・特別支援学校の管理職や教職員を対象として課題別研修、授業で活用できる指導案づくりや模擬授業研修等を行う。</p> <p>(学校安全保健課)</p>	<p>・平成28年7月 管理職を対象に、地震や津波発生を想定し、その場の確かな判断を求める「災害図上演習」等を取り入れた研修会を開催した。(298名参加)</p> <p>・平成28年8月 教員を対象に、防災教育に係る模擬授業を行うとともに授業づくりの留意点等についての研修会を開催した。(88名参加)</p>

NO.	取組項目	取組の概要	これまでの取組 ※[ ]書きは今後の予定等
③	地域等との連携	<p>・家庭、地域社会及び市町村関係部局と連携した、災害に強い学校づくり</p> <p>津波や液状化からの避難対応や引き渡しなどの課題毎に研究校を指定し、命の大切さを考える防災教育公開事業を実施するなど、研究成果を各学校に広めることにより、自助・共助の意識の下、的確に行動できる人材を育成する。 (課題)津波、液状化、帰宅困難・引き渡し(連絡体制)、避難所対応・備蓄 (学校安全保健課)</p> <p>・避難訓練の実施 全ての学校で防災訓練を実施するとともに、地域と連携した防災訓練・体験的な防災訓練を取り入れることにより、児童生徒の主体的な避難行動の定着を図る。 (学校安全保健課)</p>	<p>・「実践的防災教育総合支援事業(命の大切さを考える防災教育公開事業)」として、課題ごとに研究校を8校指定し、地域と連携した合同避難訓練や防災に関する公開授業を実施するなど、課題を踏まえた取組を進めている。</p> <p>・平成23年度及び平成24年度の実施成果は、平成25年3月に「学校における防災教育事例集」としてまとめ、県内の全ての公立小・中・高・特別支援学校に配付した。</p> <p>・平成24年度から平成28年度の実施成果は、ホームページに掲載し、各会議等で活用について紹介した。</p> <p>・平成28年8月下旬から9月末を防災教育強化月間と位置付け、学校と地域が連携した防災訓練や、体験的な訓練の積極的な実施について周知した。</p> <p>・平成28年度に実施した防災教育調査の結果を踏まえ、大規模災害を想定した実効性のある防災訓練等の計画及び実施について指導した。</p>
④	魅力ある学校づくり	<p>・防災の学びの導入</p> <p>「県立学校改革推進プラン」及び「第1次実施プログラム」において、県立銚子高等学校に、防災の学びを導入し、防災教育のセンター的機能を果たすとともに、災害時にボランティアリーダーとして活躍できる人材の育成を図る。また、「第3次実施プログラム」において、県立市原八幡高等学校にも、防災の学びを導入する予定である。 (県立学校改革推進課)</p> <p>・大学や研究機関等と連携した授業等の展開</p> <p>防災や危機管理に関する学部等を設置する大学や研究機関等と、積極的な連携を図り、外部講師による講義や校外学習など、実践的・体験的な授業等を展開する。また、防災危機管理課と連携し、高校生等を対象にした外部講師による講座を実施する。 (県立学校改革推進課)</p>	<p>・平成24年3月に策定した「県立学校改革推進プラン」及び「第1次実施プログラム」に基づき、平成26年度に県立銚子高等学校に「防災の学び」を導入した。</p> <p>・平成28年3月に策定した「第3次実施プログラム」で平成31年度に県立市原八幡高等学校に「防災の学び」を導入する計画を策定した。</p> <p>・「防災の学び」を導入した県立銚子高等学校においては、大学、研究機関、市消防局等と連携した取組として、外部講師による講義や宿泊体験など実践的な授業を行った</p>

NO.	取組項目	取組の概要	これまでの取組 ※「」書きは今後の予定等
(3) 学校における災害発生時の児童生徒に対する支援の充実			
①	児童生徒の保護	<p>・「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」の見直し等</p> <p>平成23年度末までに、モデルとなる防災マニュアルを県教育委員会で作成・周知する。更にこれを踏まえた、各学校での「学校安全計画」や「危機管理マニュアル」の見直し状況を、「学校安全教育調査」及び「防災教育調査」により確認・指導する。</p> <p>(学校安全保健課)</p>	<p>・東日本大震災後に行った防災教育調査の結果から明らかとなった課題を踏まえ、各学校の防災マニュアルの見直しと作成の際の手引となるよう「学校における地震防災マニュアル」を平成24年3月に作成し、県内全ての学校に電子データで配付するとともに、各学校の安全担当者の研修会等で、活用について周知した。</p> <p>・平成25年5月に実施した「学校安全教育調査」により、学校安全計画及び危機管理マニュアルは全ての学校で作成されていることを確認した。</p> <p>・平成28年度に実施した防災教育調査の結果から、全ての学校で「学校における地震防災マニュアル」を手引きとして学校安全計画及び危機管理マニュアルが作成されていることを確認した。</p> <p>・平成28年度に実施した防災教育調査の結果をもとに、平成24年4月に県が作成したハザードマップを積極的に活用するなど、学校や地域が受ける災害を想定した具体的な計画の作成を指示した。</p>
		<p>・確実に職員や保護者等と連絡が取れる体制の見直しと整備</p> <p>平成23年度中に各学校に対し、「連絡体制の複数化」を要請するとともに、「防災教育調査」により、整備状況を確認・指導する。</p> <p>(学校安全保健課)</p>	<p>・平成23年12月に実施した防災教育調査によれば約89%の学校において保護者への連絡体制の複数化が図られているが、さらなる徹底を目指し、平成24年4月に配付した「学校における地震防災マニュアル」に「災害用伝言サービス」の活用例を掲載した。</p> <p>・平成28年度に実施した防災教育調査から、81.2%の学校において、保護者への連絡体制の複数化が図られているが、さらなる徹底を目指し、各種研修会で指導している。</p>
		<p>・県立高校及び公立小・中学校における備蓄体制の確立</p> <p>年1回定期的に実施している防災教育調査により防災備蓄体制の整備状況を確認・指導する。</p> <p>(学校安全保健課)</p>	<p>・平成24年3月に「学校における地震防災マニュアル」において、学校の防災備蓄については、市町村や保護者との連携を図るとともに、地域や学校の実情に応じて整備することが必要であるという考え方を示した。</p> <p>・平成28年度に実施した防災教育調査から、92.1%の学校で児童生徒が帰宅困難となった場合の備蓄の整備が行われており、残りの学校に、備蓄の整備に対する指導を図っている。</p>
②	地域と連携した児童生徒支援	<p>・地域とともに歩む学校づくり推進支援事業</p> <p>学校の余裕教室等を活用して「地域ルーム」を設置し、コーディネーターを配置して、学校と地域との連携を図り、地域ぐるみで学校教育を支援する体制づくりを推進する。</p> <p>(生涯学習課)</p>	<p>・平成28年度は、16市町で133本部(小学校145校、中学校52校、義務教育学校1校、特別支援学校1校)を設置し、学習支援や登下校時の安全確保などの学校教育支援に取り組んだ。</p> <p>平成28年度は、年間4回広報紙「学校支援ボランティアだより」を発行し、各市町村教育委員会等に配付した。</p> <p>※「本部」: 学校教育を支援する様々な活動や地域交流活動を実施する体制づくりの拠点</p>

NO.	取組項目	取組の概要	これまでの取組 ※[ ]書きは今後の予定等
③	障害のある児童生徒への対応	<p>・障害のある児童生徒の安全な避難体制の確立</p> <p>自力歩行できない重度の障害のある児童生徒や視覚や聴覚の障害のある児童生徒など、障害の状態に応じた避難ができる体制を確立する。</p> <p>(特別支援教育課)</p>	<p>・通学途上での避難方法についての指導、車いすを抱えての高層階への移動練習、地域との合同の避難訓練など、各校の事情を踏まえた工夫を加え避難体制の改善に努めている。</p> <p>・「防災セルフチェック」による自己点検は、各特別支援学校が防災の取組を改善・推進する上で有効な資料となった。</p> <p>・災害時における保護者との連絡方法の見直しを図り、一斉メール送信サービス等を活用している。</p> <p>・平成28年度末に、「防災セルフチェック&lt;改訂版&gt;」を作成し、各特別支援学校に配付した。 [更に有効な活用が可能となるよう「防災セルフチェック&lt;改訂版&gt;」を活用して定期的に点検することで、防災に対する整備の進捗状況を確認できるようにしていく。]</p>
		<p>・スクールバス運行中の災害発生への対応</p> <p>スクールバス運行中に災害が発生した場合に、地域とも連携して児童生徒の安全確保を図り、学校との連絡が取れる体制を構築する。</p> <p>(特別支援教育課)</p>	<p>・各特別支援学校におけるスクールバス運行マニュアルの中に、「非常変災時の対応について」等を明記した。</p> <p>・スクールバスを運行する特別支援学校では、運行経路周辺の公的機関と、非常時の一時待避先としての使用について協議し連携を拡げてきている。</p>
		<p>・非常用電源の確保と安全で確実な医療的ケアの実施</p> <p>人工呼吸器やたん吸引器などを使用する重度の障害のある児童生徒のために停電時の非常用電源を確保するとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒への確実な支援を行う。</p> <p>(特別支援教育課)</p>	<p>・緊急時の人工呼吸器等の電源確保については、予備バッテリーの確保が最も重要であることから、人工呼吸器に内蔵バッテリーを持つ機器の使用や、数時間充電できる外部バッテリーを毎日持参するよう指導している。</p> <p>・各特別支援学校においては、緊急時に備え、経管栄養用の栄養剤や吸引用のチューブなどの物品について備蓄を進めているところである。</p> <p>・体温調整の困難な児童生徒のための保冷・保温剤の管理や常備薬の管理のため、非常用電源として小型発電機の購入など、学校の事情に応じた取組が進んでいる。</p>
		<p>・障害に配慮した備蓄体制の確立</p> <p>児童生徒が帰宅困難となった場合に備え、飲料・食料品、常備薬や医療用品、毛布や紙おむつなどを備蓄する。</p> <p>(特別支援教育課)</p>	<p>・特別支援学校35校全てで食料を備蓄している。</p> <p>・品目も乾パンだけではなく、児童生徒の食形態等を考慮して、ゼリー状の飲料や柔らかいお粥などの備蓄も始めた。</p> <p>・「防災セルフチェック」を配付し、その中で避難及び帰宅困難に対応するための備蓄品一覧を示し、各校での備蓄体制の確立を進めている。</p> <p>・防寒用の毛布、コンロ、ボンベ、発電機、緊急薬、簡易トイレ、紙おむつ、懐中電灯等各学校において必要物品の確保に継続して取り組んでいる。</p>
		<p>・医療機関との連携体制の確立</p> <p>重度の障害のある児童生徒の健康状況に応じた支援を行うため、医療機関と連携した支援体制を確立する。</p> <p>(特別支援教育課)</p>	<p>・医療的ケアが必要な重度の障害のある児童生徒については、「医療的ケア緊急体制」を各校で定め、被災時での医療機関との円滑な連携に引き続き取り組んでいる。</p> <p>・医療的ケアに関する物品の学校保管、緊急時の病院の受入体制の確保、災害時における学校と医療機関との確認事項の見直し等を行い、医療機関と連携した支援が行えるよう医療的ケアを実施している学校を指導している。</p>
		<p>・障害の特性を踏まえたケアや指導の実施</p> <p>児童生徒一人ひとりの障害の状態や特性に応じた心のケアや教育的支援、指導を実施する。</p> <p>(特別支援教育課)</p>	<p>・各特別支援学校では、障害の特性を踏まえた避難計画や防災教育の改善・工夫が進められている(地域の特性を生かした合同訓練の実施、ワンポイント避難訓練の実施、特設した訓練以外の日常的な行事や学校生活の中での防災教育の実施 等)。</p> <p>・また、それらの取組を学校間で共有し有効活用ができるよう、情報の把握と提供を進めている。</p>
		<p>・県立高校における障害のある生徒への支援</p> <p>平成24年度から新たに配置する支援員は、生活全般の介助を必要とする生徒に対して、障害の状態に応じた避難などの支援を実施する。</p> <p>(特別支援教育課)</p>	<p>・県立高校に特別支援教育支援員を配置し、障害のある生徒への学校生活上の介助と併せ、災害時の安全確保を行っている。 [支援員の配置先]平成28年度 ○全日制7校 白井・佐倉・東総工業・流山南・幕張総合・銚子・千葉女子 ○定時制1校 松戸南</p>

【 復旧 】

NO.	取組項目	取組の概要	これまでの取組 ※[ ]書きは今後の予定等
(1)被災者の生活支援			
①	被災した 幼児児童 生徒への 支援	<p>・被災した生徒の入学料の免除</p> <p>県立高校に入学・転入学する被災地の避難者の入学料を免除する。</p> <p>(財務施設課)</p> <p>・県及び市町村が実施する就園・就学支援事業への支援</p> <p>被災により就学が困難となった幼児児童生徒の学費等に対して助成するため、国が創設した被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金を活用し、県及び市町村が実施する就園・就学支援事業に助成する。</p> <p>(財務施設課)</p>	<p>・平成23年度から平成26年度に、445名、2,489,400円入 学料を免除した。</p> <p>・被災により就学が困難となった幼児児童生徒の学費等 に対して、県及び市町村が実施する就園・就学支援事 業に助成するため、各市町村に調査を実施したところ、 平成-29年3月31日現在の対象者は、幼稚園 13名、小 中学校 97名、特別支援学校(学級) 4名となっている。</p>
②	被災者等 の心のケア	<p>・中長期的視野に立ったスクールカウンセラースーパー バイザーやスクールソーシャルワーカーの派遣</p> <p>震災発生後、各学校からの要望に応じて、各教育事務 所に配置しているスクールカウンセラースーパーバイ ザーと各教育事務所に配置しているスクールソーシャル ワーカーを中長期的な視野に立って緊急派遣し、児童 生徒の心のケアや学校の教育相談体制への支援を行 う。平成26年4月1日より、スクールソーシャルワーカー は地区不登校等対策拠点校5校に配置する。(平成28 年度は8校)</p> <p>(指導課)</p> <p>・スクールカウンセラーの近隣未配置校への派遣等</p> <p>今後も中長期的な対応として、スクールカウンセラーによ る児童生徒の心のケアを実施し、未配置校については、 近隣の配置校を拠点として児童生徒の心のケアにあた る。また、重篤な事例が発生した場合は、スクールカウ ンセラースーパーバイザーを緊急派遣し、心のケアや教育 相談体制への支援を行う。</p> <p>(指導課)</p>	<p>・平成24年度については、33小学校、21中学校、14高等 学校へ、延べ168名派遣した。平成25年度から平成28年 度は、通常配置している公立小学校105校(平成26年度 35校、平成27年度70校)、全公立中学校、県立高等学 校80校(平成25、26年度は70校、平成27年度80校)、教 育事務所等のスクールカウンセラー等により必要に 応じて支援を行っている。</p> <p>・スクールカウンセラーの未配置校に対しては、近隣の 配置校を拠点として、スクールカウンセラーを派遣する など、児童生徒の心のケアや教育相談体制の支援を行 っている。</p>
(2)施設の復旧			
①	県立学校 施設の 復旧	<p>応急復旧を含め、早期に改修を進めてきたところであり、 軽微な被害のあった学校については、概ね改修工事を 終了した。また、大きな被害のあった学校(検見川高校、 磯辺高校、幕張総合高校、千葉西高校、八千代東高 校、行徳高校、浦安高校、浦安南高校、小金高校、銚子 商業高校、匝瑳高校、我孫子特別支援学校、香取特別 支援学校)については、現在、復旧を進めており、平成 23年度内の完了予定とする。</p> <p>(財務施設課)</p>	<p>・被害のあった学校については、教育活動に支障がない よう学校と協議しながら復旧を進め、平成23年度で概ね 完了した。 なお、平成23年度で完了しなかった検見川高校、浦安 南高校、香取特別支援学校については、平成24年度で 完了した。</p>
②	社会教育 施設の 復旧	<p>房総のむらについては、被災した土蔵等伝統的建造物 の土壁の修復に期間を要し、平成24年度末までの完了 予定としている。</p> <p>(文化財課)</p>	<p>・復旧工事のうち、商家6棟、武家屋敷2棟は平成23年 度に完了した。 また、平成24年度に繰り越したもののうち、総屋、農家施 設7棟と便所、東屋、園路、人道橋については、平成24 年度中にそれぞれ工事が完了し、農家施設1棟(土蔵) についても、平成25年度中に工事が完了し県民利用に 供している。</p>

2 原発事故に係る取組

NO.	取組項目	取組の概要	これまでの取組 ※[ ]書きは今後の予定等
(1) 学校の校庭等における線量低減策等の実施			
①	県立学校等の校庭等の放射線量測定を継続的に実施	汚染状況重点調査地域に指定された9市に所在する県立学校を中心に、全県をできるだけ網羅するよう継続的に測定を実施する。  (学校安全保健課) (生涯学習課) (文化財課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度以降の県立学校等、博物館の放射線量測定等については、本部の方針(「平成25年度の県管理施設における空間放射線量モニタリングについて」平成25年3月21日、災害復旧・復興本部発出を踏まえつつ、県立学校等は「千葉県放射性物質除染実施プラン(平成24年4月19日、災害復旧・復興本部策定、以下「プラン」)対象の28施設に関して、博物館は対象の1施設に関して空間放射線量の測定を定期的・継続的に実施した。</li> <li>市川市にある現代産業科学館では、平成24～25年度に合計7回の空間放射線の際測定を実施したが、いずれにおいても規定値を超えなかったため、平成26年度以降は、状況の変化等が生じた際に随時測定を行うことに変更した。</li> <li>平成27年度まで、千葉県除染実施プラン対象の28校について、定期的な計測を実施した結果、除染対策目標値(毎時0.23マイクロシーベルト)を超える数値は測定されず、線量の上昇傾向も確認されなかったことから、平成28年度以降については、千葉県除染実施プラン対象の28校について、学校等から対策目標値を超える報告があった場合等、必要に応じて学校安全保健課が測定することとした。</li> </ul>
②	放射線量低減に向けた除染等の実施	毎時0.23マイクロシーベルト以上を対象とし、特別支援学校を優先しながら、特別支援学校などの県立学校及び教育施設の放射線量低減を進める。なお、平成24年2月中に、サンプリング調査を行い、順次、除染に着手する。  (優先順位) ・関係9市内に所在する子どもの生活環境に当たる箇所を優先する。 ・関係9市以外についても、利用状況や汚染状況を勘案しながら対応する。  (学校安全保健課) (生涯学習課)  汚染状況重点調査地域に所在する教職員住宅について計測を行い、基準値(毎時0.23マイクロシーベルト)以上の住宅について簡易除染を行う。  (福利課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県立学校等の除染については、「プラン」に基づき、除染を行う必要のある特別支援学校5校1施設、高等学校10校、社会教育施設1施設及び旧県立高校跡地1施設について、平成25年3月までに除染作業が完了した。</li> <li>平成24年度には、平均では基準値以下になっているが、草地の部分が基準値を超えていた教職員住宅1住宅について、平成25年12月に再計測を行った結果、すべての計測地点が基準値以下となった。</li> <li>平成26年度には、県立学校3校において、除染対策目標値を超える箇所があったため、対策を実施し、再計測を行った結果、すべて目標値を下回った。</li> <li>平成27年度には、プラン対象の28校について計測を行ったが、除染対策目標値を超える数値は測定されず、これまでの測定値と比較して線量の上昇も確認されなかった。</li> </ul>
③	市町村への情報提供や県立学校への測定機器の貸出	国から出される各種通知等の各市町村教委への提供や、簡易型の放射線量測定器を数台確保し、学校独自に局所等の測定ができるよう、県立学校に測定器の貸出を行う。  (学校安全保健課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国から出される各種通知や県立学校等の除染工事の計画の説明等を市町村へ情報提供をしている。</li> <li>簡易型の放射線量測定器を貸出できる体制を整備した。</li> </ul>
(2) 学校給食用食材の安全・安心の確保			
①	調理場等における納入時の産地の確認	各調理場において、納入業者と連携し、食材の産地を確認し、検査や出荷制限情報に基づき、安全性を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や県から出された出荷制限等の情報を、速やかに市町村教育委員会に通知し、納入業者と連携し、給食に使用する食材の安全確認を徹底するように指導している。</li> </ul>
②	学校栄養職員、栄養教諭、市町村教育委員会職員に対する研修会の実施	食品の基準値の意味や対応について周知を図る。  (学校安全保健課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校栄養職員・栄養教諭の研修や食に関する指導事業地区別研究協議会等において、放射性物質検査の状況やその対応についての周知を図った。</li> </ul>
③	給食用食材の放射性物質の検査	食品用放射能検査装置を各教育事務所に配置し、市町村からの利用要望にも応え、給食への安全・安心を一層高める。  (学校安全保健課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度は、各教育事務所に放射性物質検査機器を設置し、希望する22の市町村教育委員会及び給食を実施している県立学校を対象に、給食で使用を予定している食材のサンプル検査を行った。</li> </ul>

NO.	取組項目	取組の概要	これまでの取組 ※[ ]書きは今後の予定等
(3)放射線教育の実施			
①	放射線の正しい理解や副読本の活用指導	文部科学省作成の「放射線副読本」、「放射線副読本指導参考資料DVD」を活用するように周知した。 (指導課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年3月11日付け教指第1847号、小学生並びに中学生・高校生用の「放射線副読本」の配付について(通知)により各学校へ周知を図った。</li> <li>・平成27年3月30日付け教指第1968号、「新しい放射線副読本」活用のための指導参考資料の配付について(通知)により各学校へ周知を図った。</li> </ul>
②	放射線の指導に関する研修の実施	県総合教育センターで行われている理科の観察・実験の研修講座(「放射線基礎研修」及び「パーソナル・デスク・ラボ活用研修」)において、放射線の指導に関する内容を加えた研修を実施する。 (指導課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度は、県総合教育センターの研修講座「放射線基礎研修」を8月8日(月)、9日(火)の2回、国立研究開発法人 放射線医学総合研究所を会場に実施した。内容としては、「放射線の基礎知識」「放射線の利用」を扱った。また、「パーソナル・デスク・ラボ活用研修」を8月19日(金)千葉大学を会場に実施した。内容としては「放射線の観測」を扱った。</li> </ul>